

ベトナムにおける JCM 事業の対応事項

平成 28 年 9 月 5 日

ベトナムにおける円滑な JCM プロジェクトの実施のため、同国において、環境省が公募する以下の JCM 事業に採択された場合、当該事業を実施される事業者（以下「事業者」という。）におかれては、以下の事項について対応をいただくようお願いいたします。

設備補助事業

アジア開発銀行（ADB）JCM 日本基金事業

REDD+プロジェクト補助事業

1. JCM の合同委員会に提出する資料のベトナム語の添付

日・ベトナム間の JCM の合同委員会に各種資料を提出する際には、JCM に係る規則及びガイドラインに規定された英語の資料に加えて、当該資料をベトナム語に翻訳した参考資料も提出することが求められています。

したがって、以下の資料については、ベトナム語に翻訳した参考資料も作成いただいたうえで、合同委員会に同時に提出してください。なお、合同委員会で採択する申請資料は英語版であり、ベトナム語の資料はあくまで参考資料となります。

	ベトナム語への翻訳が求められている資料
1	方法論案（パブリックコメント前及び承認後に変更する場合） （スプレッドシート及び Additional Information を含む）
2	承認された方法論の変更申請書
3	PDD 案（パブリックコメント前及び登録後に変更する場合） （モニタリング計画書を含む）
4	MoC（パブリックコメント前及び変更する場合）
5	妥当性確認報告書（登録後に PDD が変更される場合を含む）
6	プロジェクト登録申請書
7	登録されたプロジェクトの変更申請書
8	プロジェクトの登録取下げ申請書
9	プロジェクト登録申請の取下げ申請書
10	モニタリング報告書
11	検証報告書
12	クレジット発行申請書
13	クレジット発行申請の取消申請書

PDD： Project Design Document

MoC： Modalities of Communication